

令和5年第13回茂原市教育委員会会議（11月臨時会）日程

日時：令和5年11月8日（水）9時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

(議決事項)

議案第1号 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

(報告事項)

1 茂原市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱の報告について

2 その他

4 閉会宣言

(会議結果)

議決事項について、議案第1号から第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和5年第12回（11月臨時会）

- 1 期日 令和5年11月8日（水）
開会 09時00分
閉会 09時30分
- 2 場所 茂原市役所9階901・902会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 竹田 幸則
委員 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 4 出席職員
教育部長 中村 一之
教育部次長（教育総務課長） 白井 康史
学校教育課長 矢部 博
学校教育課主幹 佐藤 都史子
学校教育課主幹 齊藤 隆
生涯学習課長 岡田 公一
体育課長 宮内 智之
体育館長 岩瀬 敏之
中央公民館長 三階 英幸
東部台文化会館長 鶴岡 嘉孝
教育総務課長補佐 小安 宏尚
教育総務課総務係長 稲子 泰幸
- 5 署名人の指名
委員 竹田 幸則
委員 安藤 明子
- 6 傍聴人 0名

教育長 : ただいまから、令和5年第13回茂原市教育委員会会議（11月臨時会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「竹田委員」と「安藤委員」を指名いたします。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が3件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

議案第1号参考資料「茂原市中央公民館の廃止について」をご覧ください。

本案は、茂原市中央公民館が昭和42年築で老朽化が著しく、茂原市公共施設等総合管理計画第1次及び第2次アクションプランにおいて、施設の存続、廃止を検討することと位置づけております。この度、令和元年、令和5年と2度の大きな水害を受け、また、建築から56年が経過しており、壁コンクリートの剥離、配管の腐食や雨漏りなど老朽化も進み、利用者の安全確保が困難なため、廃止するものでございます。

老朽化の状況や水害の被災状況につきましては、記載のとおりでございます。

施設の利用者の状況といたしましては、27団体の自主グループが50%、自主グループ以外の定期利用団体が35%、市・教育関係等が15%となっており、中央公民館の廃止につきましては、自主グループと定期利用団体に直接面談や電話にて、説明し概ね了承を得ております。現在、休館中ではございますが、廃止後の自主グループ等の活動場所につきましても、概ね確保されております。

また、廃止につきまして、公民館運営審議会に意見を伺いましたところ、了承する旨の回答がございました。

なお、本案は、本日の教育委員会会議でご可決いただいたのち、令和5年茂原市議会12月定例会に議案を提出し、可決後、令和6年3月末をもって廃止となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 教育長 委員 : それでは、議案第1号について質疑をお願いします。
- 委員 : 自主グループ及び定期利用団体の活動場所について概ね確保されているということですが、どのような場所を使うのでしょうか、また、文化祭等で行っていた展示については、代替え案があるのでしょうか。
- 中央公民館長 : 自主グループの状況につきましては、総合市民センターが13団体、豊田福祉センターが2団体、東郷福祉センターが3団体、五郷福祉センターが1団体、福祉関連の施設が19団体、東部台文化会館が3団体、検討中が3団体、その他の施設が1団体、活動を中止する団体が1団体となっております。福祉施設への移動先が多いので、今後調整を図っていく必要があります。
- 生涯学習課長 : 文化祭につきましては、水害の前に文化祭の実行委員会がございまして、中央公民館では発明クラブと切手の展示の2団体が行って行りましたが、人のいる総合市民センターが良いということで、水害の前に調整を図り、今後は総合市民センターで行うという話が付いてございまして、中央公民館では、開催予定がなかったという状況でございます。
- 教育長 : 他にありますか。
なければ、議案第1号について採決に入ります。
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第2号「茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」及び議案第3号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」は、同様の提案理由となりますので、一括して説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第2号「茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」及び議案第3号「茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」一括してご説明申し上げます。
本案は、市民体育館大体育室及び東部台文化会館体育センターの空調設備設置等に伴い、空調設備の稼働等により維持管理費が増加することから、負担の公平性を確保するため、使用料を改正するものでございます。
市民体育館の使用料の改正内容でございますが、初めに、別添議案第2号参考資料の新旧対照表をご覧ください。

別表第1、1専用使用料、大体育室について入場料等を徴収しない場合のアマチュアスポーツに使用する場合、一般について「1,800円」を「3,000円」に、高校生について「1,200円」を「2,000円」に、中学生以下について「890円」を「1,500円」に、アマチュアスポーツ以外に使用する場合について「6,030円」を「10,000円」に改めます。また、入場料等を徴収する場合のアマチュアスポーツに使用する場合について「6,030円」を「10,000円」に、アマチュアスポーツ以外に使用する場合について「24,200円」を「40,000円」に改めるものでございます。

次に、東部台文化会館の改正内容をご説明いたします。

別添議案第3号参考資料の新旧対照表をご覧ください。

別表第3スポーツ・レクリエーションについて、2時間の場合は「1,100円」を「1,800円」に改め、1時間の場合は「550円」を「900円」に改めます。

また、同表中スポーツ・レクリエーション以外について、「8,800円」を「14,000円」に、入場料を徴収する場合について、「22,000円」を「37,000円」に改めるものでございます。

なお、本案は、本日の教育委員会会議でご可決いただいたのち、令和5年茂原市議会12月定例会に議案を提出し、可決後、令和6年4月1日からの施行となります。

また、経過措置といたしまして、施行日前の使用許可に係る使用料については、現在の使用料を適用するものといたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、使用料の算出についてご説明させていただきます。

体育課長 : 使用量の算出方法についてご説明を申し上げます。

議案第2号参考資料「受益者負担相当額算出資料」をご覧ください。

受益者負担相当額つきましては、公共施設使用料の見直しを行った他の自治体の例を参考に、施設の維持管理に係る年間経費から、利用者の方々に使用料としていくらくら負担いただくのが良いのかを客観的に計算したものになります。

基本的な算定方式につきましては1. 受益者負担相当額の算定方式にございますが、1㎡1時間当たりの維持管理費に貸し出す部屋の面積と受益者負担割合を乗じて算出しております。

算定結果につきましては、2. 受益者負担相当額になります。b. 卓球場等の②現行料金が1,200円に対し、③受益者負担相当額1,180円と概ね同額程度であった一方で、a. 大体育室におきましては、②現行料金1,800円に対し、③受益者負担相当額5,943円との乖離が3.30倍という結果になりました。

3. 受益者負担割合相当額の根拠につきましては、実際の計算根拠、4. 年間経費につきましては、維持管理に係る年間経費の内訳となります。

5. 受益者負担割合についてご説明申し上げます。受益者負担割合とは、必需性(個人の価値観や嗜好によって必要性が異なる施設なのかどうか)、市場性(民間による代替提供が可能な施設なのかどうか)の視点から公費で賄う部分と利用者にご負担していただく部分の割合を設定するものでございます。

体育館につきましては、必需性が人によって異なりますが、茂原におきましては民間による代替提供は非常に困難な施設であるため、先程申し上げた、他の自治体の状況も参考にし、利用者にご負担していただく部分は50%と設定し、算定したところでございます。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

こちらにつきましては、県内他市の同規模施設との比較となります。

2. 同規模他施設が茂原市の料金形態と等しく、使用料に冷暖房使用料を含む施設の使用料となりますが、6施設の平均は3,997円となっております。

3. 同規模他施設は、使用料と冷暖房使用料を別々に設定している施設となりますが、9施設の平均は6,630円となっており、双方あわせた平均は5,577円となっております。

以上のことを根拠といたしまして、大体育室の使用料につきましては、相当額

の改定が必要と判断したところではございましたが、冒頭でお話いたしました、公共施設使用料の改定を行いました他の自治体におきましては、ほぼ例外なく利用者の急激な負担増を考慮し、一定の増減を設けた改定としておりましたため、それに倣いまして、1.7倍を上限とし、改定案を提案させていただくものでございます。

以上でございます。

東部台文化会館長

： 続きまして、議案第3号参考資料の説明をいたします。

議案第3号参考資料の2ページ及び3ページをご覧ください。

最初に2ページ、「受益者負担相当額算出資料」になります。受益者負担相当額の考え方は、市民体育館と同じですが、1. 受益者負担相当額の算定方式について、東部台文化会館体育センターの貸出単位は2時間ですので、市民体育館の算定方式に2時間をかけて計算をしております。

そうして計算いたしますと、2. 受益者負担相当額は、10,798円となり、その根拠は3. 受益者負担割合相当額の根拠のとおりとなります。年間経費9,572万円あまりの内訳は、4. 年間経費のとおりとなります。

5. 受益者負担割合につきましては、市民体育館と同じC区分を採用しております。

次に、3ページ「他市との使用料比較(類似の広さの体育施設)」でございます。1の表に当館体育センターの料金の表がございます。現使用料は1,100円、改定案は1,800円となります。2の表が同規模他施設(使用料に冷暖房費を含む施設)になりまして、3の表が同規模他施設(使用料と冷暖房費が別々の施設)となります。当館体育センターは、使用料に冷暖房使用料を含む改定となりますので、2の表の同規模他施設(使用料に冷暖房使用料を含む施設)と比較しまして、2の表の6施設の平均使用料は2,530円となります。改定案の1,800円よりも高くなっております。1,800円とした理由は、市民体育館と同じでございます。

説明は以上でございます。

教育長委員

： それでは、議案第2号及び議案第3号について質疑をお願いします。

： それぞれの受益者負担相当算出資料の4. 年間経費のa. 人件費について、市民体育館は、21,393,200円、東部台文化会館は、31,533,000円で、内訳として正職員1名と会計年度任用職員1名の違いで1千万強の開きがあるのですが、このくらい開くものなのでしょうか。

体育課長

： 人件費につきましては、正職員及び会計年度任用職員の茂原市の職員の平均単価を活用し、人数につきましては、各館の管理に係る最低限の人数で計算をしております。

東部台文化会館長

： 東部台文化会館につきましては、複合施設であり、音楽ホールや会議室の貸出し等がありますので、体育館よりは人件費がかかっている状態となっております。

教育長委員

： 他にありますか。

： 私も毎月利用させていただいて、冷暖房込みで1年を通して同じ金額ということは、この表を見て良く納得していて、しかも他市町村の施設よりも安めに設定されていて、1.7倍におさえいらっしゃるということはとてもよく分かるのですが、例えば、秋とか春はちょうど良い気候だと思うので、冷暖房を使わずに利用する日があると思うのですけれども、そういう時に冷暖房を使っていないのに、どうして高いのだろうと一般の方は思うかなと思うのですが、そういった場合はどのように説明されるのでしょうか。

体育課長

： 冷暖房の使用料を別にすることも検討したところではございますが、そもそもの設置の目的が感染症対策や熱中症対策によるものであり、快適なスポーツ環境の提供及び利用者の健康管理ということで、空調機の稼働につきましては管理者側で行うという運用とした場合、それになじまなかったということ、また、大体育室は片面のみの利用が可能であるため、冷暖房が任意となりますと、片方は使う団体、もう片方は使わない団体ということが物理的に対応不可能で

- あるため、冷暖房使用料を含んだ料金とさせていただいたところでございます。
- 東部台文化会館長 : 東部台文化会館におきましても、空調機の設置目的は、熱中症対策によるスポーツ実施率の向上や換気と適切な温度管理による感染症のリスク低減となりますので、市民体育館と同様の理由となります。
- 委員 : 利用者の方が納得して、わかりやすい料金になっていることが1番良いかと思えます。
- 1時間いくらかとか、東部台文化会館は2時間いくらかとか、時間もあると思うので、その辺りもわかりやすく書いていただければと思います。
- 東部台文化会館長 : 多くの団体の利用者が集まる機会の利用や、館内表示をして利用者にわかりやすく料金を周知したいと考えております。
- 教育長 : 他にありますか。
- 委員 : 先程の話とは違うのですが、料金を他市と比較した表を見ると、利用者としては茂原市は結構安いのかなと思うので、大変ありがたいのですが、茂原市は決して財政が良いわけではないので、もう少し上げて良いのかなと個人的には思います。
- 今後、ちょっと考えていただいても良いかなと思います。
- 体育課長 : 委員ご指摘のとおり、他と比較しても安すぎるのではないかと、また、負担の公平性の観点からも料金が安いと使わない方に関しては、全く使わない施設に公費が投入されるということになりますので、不公平にも繋がる場所ではございますので、この辺はいろいろ協議を重ねたところではございますけれども、定期的に見直しを行って適正料金にしていくということが1番適切だと考えておりますので、また今後何年かいたしましたら再度計算し、料金について再検討したいと考えているところでございます。
- 教育長 : 他にありますか。
- 委員 : 年間経費の関係ですが、体育館は、体育館という施設ですけれども、東部台文化会館の年間経費は、ホール等の他の部分も含まれたものになっているのでしょうか、それとも体育施設の部分だけになっているのでしょうか。
- 東部台文化会館長 : こちらの経費につきましては、体育施設だけではなく、本館全体の経費となっております。
- この計算式は、体育館専用の計算式を東部台文化会館に当てはめて計算しておりますので、体育館上、受益者負担相当額が1万円を超える状態となっておりますが、複合施設ということで、当館といたしましては、他市との使用料の比較に重きを置いて、使用料の設定をさせていただきました。
- 教育長 : 他にありますか。
- なければ、議案第2号及び議案第3号について一括して採決に入ります。
- 議案第2号及び議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : それでは、議案第2号及び議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 次に、報告事項1については、人事に関する案件になりますので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 報告事項1については、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退室をお願いします。
- 【 関係者以外退出 】
- 教育長 : 案件については、以上になります。
- その他報告がありましたらお願いします。
- なければ、以上で第12回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月20日

教育長 内田 達也

署名委員 高仲 輝夫

署名委員 竹田 幸則